

【令和6年度 社会福祉法人一般指導監査（結果）について】

佐世保市は、社会福祉法第56条の規定及び社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、原則3箇年に1回、所轄の社会福祉法人に対し一般指導監査を行っています。
 令和6年度に監査を実施した結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、下記の点が見受けられました。
 社会福祉法第75条第2項の規定に基づき結果をお知らせします。各法人におかれましては、今後の法人運営の参考としてください。

○指導監査実施状況

監査実施期間：令和6年8月1日～令和7年2月14日

監査実施法人数 (A)	文書指摘法人数 (B)	文書指摘法人数率 (%)	文書指摘 件数	(文書指摘事項内訳)			口頭指摘 件数	助言	合計
				I 法人運営	II 事業	III 管理			
21	16	76%	55	52	0	3	59	139	253

文書指摘 指導監査ガイドラインの指摘基準（法令または通知等の違反）に該当するもの

口頭指摘 指摘基準に該当するものではあるが、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わなくとも改善が見込まれる場合

助 言 法令等に違反及び指摘基準に該当するものではないが、法人運営の向上に役立つと考えられる事項

○主な文書指摘事項の事例

指摘事項の基準項目		件数	主な指摘内容
法人運営に関する事 件	定 款	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要的記載事項が事実と異なっている。 ・ 定款に必ず記載しなければならない（必要的記載事項）が定款に記載されていない。 ・ 所轄庁の認可を受けずに定款を変更していた。
	評議員・評議員会	30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の欠格事由に該当しないことを確認できる書類を選任前に徴取していない。 ・ 評議員会を連続で欠席している評議員がいる。 ・ 評議員会の招集通知が開催日の1週間（中7日※）前までに発出されていない。 ・ 評議員会の開催について、事前の理事会で開催日時・場所・議案等の決議を行っていない。 ・ 議事録署名について、定款に定めた内容と異なっている。
	理 事 ・ 監 事	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会を連続欠席している理事・監事がいる。 ・ 理事会を監事全員が欠席している。 ・ 役員（理事・監事）を選任するための手続きが正しい順番で行われていない。
	理 事 会	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会の招集通知が開催日の1週間（中7日※）前までに発出されていない。 ・ 決議の省略（みなし決議：理事会の決議事項について、会議の開催を経ずに理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認することで決議があったものとみなす制度）において、理事全員の同意書及び監事の異議確認書が提出されていない。 ・ 理事会において理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告がされていない。 ・ 議事録署名について、定款に定めた内容と異なっている。
	小 計	52	
資産管理に関する事 件	会 計 管 理	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産目録に掲げる基本財産が、定款と一致していない。 ・ 計算書類の附属明細書（計算書類の内容を補足する詳細を示す書類）において、各計算書等で一致しなければならない項目が一致していない。
	小 計	3	
合 計		55	

※「中7日」：民法第140条に「日、週、月または年によって期間を定めるときは、期間の初日は算入しない」（初日不算入の原則）と定められていることから、「1週間前」の場合、その日を含まない7日間の期間が必要とされるもの